
**QA65 米、大豆、牛肉を原材料として少しでも使用している製造・加工食品は、
すべて経過措置の対象になるのでしょうか**

少量であっても、米、牛肉、大豆を原材料として使用した製造・加工食品は経過措置の対象になります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日